

平成25年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程

横 浜 家 庭 裁 判 所

## 横浜家庭裁判所規程第9号

平成25年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程を次のように定める。

平成24年12月21日

### 横浜家庭裁判所

改正 平成25年1月11日横浜家庭裁判所規程第1号

平成25年3月14日横浜家庭裁判所規程第2号

平成25年3月22日横浜家庭裁判所規程第3号

平成25年3月22日横浜家庭裁判所規程第4号

### 平成25年度における横浜家庭裁判所の裁判事務の分配等に関する規程

#### 第1 部の設置

本庁に、家事第1部、家事第2部及び少年部を置く。

#### 第2 裁判事務の分配

- 1 本庁の裁判事務の分配は、別表第1のとおりとする。
- 2 児童虐待防止法による臨検捜索許可状請求事件は、家事部で順次処理する。
- 3 付合議を前提に相模原支部から本庁に回付された事件は、当該事件が、家事審判事件（後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件を除く事件）又は保全命令事件（人事訴訟事件を除く。）であるときは家事第1部が処理し、家事審判事件（後見事件、不在者財産管理事件及び相続人不分明事件）、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件（人事訴訟事件）であるときは家事第2部が処理し、少年事件であるときは少年部が処理する。
- 4 支部の裁判官のした観護措置決定及び更新決定に対する異議事件並びに裁判

に対する準抗告事件は、その支部で処理することができないときは、本庁において処理することとし、少年部が処理する。

5(1) 本庁の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件は、当該裁判官が、家事部に属するとき又は部に属さないときは少年部が処理し、少年部に属するときは家事部が順次処理する。

(2) 支部の裁判官に対する除斥又は忌避申立事件は、その支部で処理することができないときは、本庁において処理することとし、当該事件が、家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件であるときは家事部が順次処理し、少年事件であるときは少年部が処理する。

6 裁判官の担当事件が他の裁判官の担当事件と関連するときは、協議によりいずれかの裁判官において両事件を併せて取り扱うことができる。

7 上記に定めのない事件は、当該事件が、家事事件、人事訴訟事件、通常訴訟事件又は保全命令事件であるときは、家事部の裁判官の協議により、少年事件であるときは、少年部の裁判官の協議により、その事件を処理する部を定め、又はその事件を取り扱う裁判官を定める等適宜の措置をすることができる。

### 第3 裁判官の配置及び開廷の日割

裁判官の配置及び開廷の日割は、別表第2のとおりとする。

### 第4 裁判事務の代理順序

#### 1 本庁

(1) 合議体の裁判長又は合議体を構成する裁判官に差し支えのあるときは、当該合議体に配置された他の裁判官が、次いで他の部の裁判官が代理する。

(2) 部に属する単独体の裁判官に差し支えのあるときは、当該裁判官の属する部の裁判官が、次いで他の部の裁判官が代理する。

(3) 部に属さない裁判官に差し支えのあるときは、家事事件は家事部の裁判官が代理し、少年事件は少年部の裁判官が代理する。

#### 2 支部

裁判長又は裁判長以外の裁判官に差し支えのあるときは、当該支部の他の裁判官が代理する。

## 第5 司法行政事務の代理順序

1 所長に差し支えのあるときは、次の裁判官が順次代理する。

第1順位 松野 勉

第2順位 岩田 眞

第3順位 松原 正明

2 部の事務を総括する裁判官に差し支えのあるときは、次の裁判官が代理する。

(1) 家事第1部

伊藤 治

(2) 家事第2部

伊藤 茂夫

(3) 少年部

鈴木 祐治

3 支部長に差し支えのあるときは、次の裁判官が順次代理する。

(1) 川崎支部

第1順位 滝澤 雄次

第2順位 荒川 英明

第3順位 小宮山 茂樹

(2) 相模原支部

第1順位 石田 浩二

第2順位 小池 喜彦

(3) 横須賀支部

第1順位 野原 利幸

第2順位 見目 明夫

(4) 小田原支部

第1順位 佐藤 晋一郎

第2順位 渡邊 左千夫

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第1号）

この規程は、平成25年1月16日から施行する。

附 則（平成25年規程第2号）

この規程は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成25年規程第3号）

この規程は、平成25年3月30日から施行する。

附 則（平成25年規程第4号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## (別表第1)

## 本庁の裁判事務の分配

部等	事 件	分配割合	
家事 第1部	1 部において合議体で裁判する旨の決定をした事件	10分の10	
	2 法律により合議体で裁判すべきものと定められた事件	10分の5	
	3 家事審判事件	後見事件, 不在者財産管理事件及び相続人不明事件並びに遺産分割事件を除く事件	10分の10
	4 家事調停事件 (遺産分割事件を除く。)		57分の45
	5 家事審判事件・調停事件 (遺産分割事件)		10分の10
	6 保全命令事件 (人事訴訟事件を除く。)		10分の10
	7 家事共助事件		10分の10
家事 第2部	1 部において合議体で裁判する旨の決定をした事件	10分の10	
	2 法律により合議体で裁判すべきものと定められた事件	10分の5	
	3 家事審判事件	後見事件	10分の8
		不在者財産管理人事件	3分の2
		相続人不明事件	3分の2
	4 家事調停事件 (遺産分割事件を除く。)		57分の8
	5 人事訴訟事件		10分の10
6 通常訴訟事件		10分の10	
7 保全命令事件 (人事訴訟事件)		10分の10	
少年部	1 合議事件	10分の10	
	2 少年保護事件	一般事件	10分の10
		身柄 在宅	20分の19
		自過・交通事件	10分の10
	3 準少年保護事件		10分の10
	4 少年共助事件		10分の10
5 少年審判雑事件		10分の10	
部に属さない 裁判官	1 家事審判事件	後見事件	10分の2
		不在者財産管理事件	3分の1
		相続人不明事件	3分の1
	2 家事調停事件 (遺産分割事件を除く。)		57分の4
3 少年保護事件 (一般事件のうち在宅事件)		20分の1	

- (注) 1 家事抗告提起事件，民事控訴提起等事件及び家事雑事件（強制執行に関連する事件を除く。）は，基本となる事件の担当裁判官に分配する。
- 2 差戻事件，民事再審事件及び強制執行に関連する家事雑事件の分配は，家事第1部及び家事第2部の裁判官の協議により定める。
- 3 家事審判事件の「即決事件」とは，子の氏の変更許可申立事件（家事事件手続法160条）及び保護者選任申立事件（家事事件手続法241条）のうち，受け付けた当日に審判をするのに適した事件をいう。
- 4 家事審判事件の「後見事件」とは，次に掲げる事件をいう。
- (1) 後見開始審判申立事件その他の後見，保佐及び補助に関する事件（家事事件手続法117条，128条，136条，176条）
  - (2) 任意後見契約に関する事件（家事事件手続法217条）
- 5 家事審判事件・調停事件の遺産分割事件とは，遺産分割審判・調停及び寄与分に関する審判・調停事件をいう。
- 6 通常訴訟事件の「民事執行関係事件」とは，次に掲げる事件をいう。
- (1) 執行文付与の訴え（民事執行法33条，民事保全法46条）
  - (2) 執行文付与に対する異議の訴え（民事執行法34条，民事保全法46条）
  - (3) 請求異議の訴え（民事執行法35条）
  - (4) 第三者異議の訴え（民事執行法38条，民事保全法46条）
- 7 各裁判官に対する事件の分配は，家事事件については家事事件を担当する裁判官の協議により，少年事件については少年事件を担当する裁判官の協議によりそれぞれ定める。
- 8 裁判所の休日に関する法律第1条第1項に定める休日に受理した令状事件及び観護措置は，家事部及び少年部の裁判官が担当する。担当者については，別途裁判官の協議により定める。
- 9 前項において，受理した事件が国選付添人選任対象事件である場合，国選付添人選任手続に関する事務に関しては少年部の裁判官が担当し，担当者については，別途少年部の裁判官の協議により定める。

## (別表第2)

## 裁判官の配置及び開廷の日割

## 1 本庁

部 等	裁 判 官				開廷日割	
	家事	少年部	部に属さない裁判官	所長	家事	少年
家事第1部	総括 裁判長判 事 岩 田 眞 判 事 伊 藤 治 判 事 浦 木 厚 利 判 事 片 岡 武 判 事 高 宮 園 美 判 事 角 田 ゆ み 判 事 田 辺 麻里子				毎日	
家事第2部	総括 裁判長判 事 松 原 正 明 判 事 伊 藤 茂 夫 判 事 柴 崎 哲 夫 判 事 佐 藤 康 平 (兼) (特) 判事補 植 月 良 典 (兼) 判事補 瀬 沼 美 貴 (兼) 判事補 木 田 佳央人				毎日	
少年部	総括 裁判長判 事 松 野 勉 判 事 鈴 木 祐 治 (特) 判事補 植 月 良 典 判事補 瀬 沼 美 貴 判事補 木 田 佳央人				毎日	
部に属さない裁判官			所長 判 事 西 村 則 夫		毎日	

## 2 支部

支部	裁 判 官				開廷日割	
	家事	少年	家事	少年	家事	少年
川 崎	(兼) 支部長 裁判長判 事 藤 山 雅 行 (兼) 判 事 滝 澤 雄 次 判 事 平 賀 俊 明 (兼) 判 事 荒 川 英 明 (兼) 判 事 小宮山 茂 樹				毎日	毎日



	(兼)		判 事	駒	井	雅	之		
	(兼)		判 事	石	原	直	弥		
	(兼)		判 事	角	谷	比	呂		
			判 事	鈴	木	千	恵		
		(特)	判 事補	古	市	朋	子		
		(特)	判 事補	日	野	周	子		
	(兼)		判 事補	藪	田	貴	史		
	(兼)		判 事補	大	塚	穂	波		
	(兼)		判 事補	堂		英	洋		
	(兼)		判 事補	林		漢	瑛		
相模原	(兼)	支部長	判 事	笹	村	將	文		
	(兼)		判 事	石	田	浩	二	毎日	毎日
	(兼)		判 事	小	池	喜	彦		
			判 事	加	藤	美	枝		
			判 事	品	川	しのぶ			
横須賀	(兼)	支部長	裁判長判 事	杉	山	正	己		
			裁判長判 事	野	原	利	幸	毎日	毎日
	(兼)		判 事	見	目	明	夫		
	(兼)	(特)	判 事補	川	山	泰	弘		
	(兼)		判 事補	渡	邊	裕	美		
小田原	(兼)	支部長	判 事	三	木	勇	次		
	(兼)		裁判長判 事	佐	藤	晋	一郎		
	(兼)		裁判長判 事	渡	邊	左	千夫		
			判 事	伊	藤	一	夫		
	(兼)		判 事	中	嶋		功		
			判 事	細	矢		郁		
			判 事	松	井		洋		
	(兼)		判 事	西	野	牧	子		
	(兼)	(特)	判 事補	栗	原	志	保		
	(兼)	(特)	判 事補	牛	島	武	人		
	(兼)		判 事補	金	森	陽	介	毎日	毎日
			判 事補	増	子	由	一		